

電子契約に係る契約保証の種類ごとの提出方法

(建設工事・建設コンサルタント等業務)

●現金で納入する場合

市が発行する納入通知書(※)により納入後、
納入通知書兼領収証書の写し（PDFデータ）をメールで提出してください。
※市が発行する納入通知書は、
契約検査課の窓口で直接手渡し又は郵送（着払い）にてお渡しします。

●金融機関が発行する契約保証書の場合

金融機関が発行した紙を原本とする契約保証証書の写し（PDFデータ）を
メールで提出の上、原本を契約検査課工事契約係へ提出してください。
(持参又は郵送)

●前払金保証事業会社（東日本建設業保証株式会社）が発行する契約保証の場合

- ・電子保証の場合、認証キー及び保証契約番号が記載されたPDFをメールで提出してください。
- ・紙の保証証書の場合、契約保証の写し（PDFデータ）をメールで提出の上、
原本を契約検査課工事契約係へ提出してください。（持参又は郵送）
約款がある場合は合わせて提出してください。

●損害保険会社が発行する公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約証券の場合

- ・電子証券の場合、閲覧用URL及びパスワードをメールで提出してください。
- ・紙の証券の場合、公共工事履行保証証券又は履行保証保険契約証券の写し（PDFデータ）をメールで提出の上、原本を契約検査課工事契約係へ提出してください。
(持参又は郵送)
約款がある場合は合わせて提出してください。